

＝2026年10月 同一労働同一賃金に関するガイドラインが改正＝

2026年10月1日より、パートタイム・有期雇用労働法施行規則や「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます。労働条件通知書の記載事項の追加や、不合理な待遇差に関する考え方が見直されるため、パート・アルバイトを雇用している事業所では、施行までに労働条件通知書や就業規則、賃金制度などを確認しておきましょう。

【改正のポイント】

① 労働条件通知書の記載事項が追加されます

パート・有期雇用労働者を採用する際には、これまでの明示事項に加え、「通常の労働者との待遇の相違の内容・理由等について説明を求めることができる」旨を労働条件通知書へ記載することが必要となります。現在使用している労働条件通知書や雇用契約書について、厚生労働省のモデル様式に対応しているか確認しましょう。

② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます

ガイドラインには、不合理な待遇差に関する具体例が追加されました。例えば、

- 賞与/退職金
- 無事故手当
- 家族手当/住宅手当
- 福利厚生施設の利用
- 褒賞
- 夏季/冬季休暇
- 病気休職中の給与保障

などについて、正社員との待遇の目的や職務内容等の違いに照らし、均衡のとれた取扱いとなっているか確認することが求められます。

③ 雇用管理の改善も求められます

今回の改正では、待遇面だけでなく、パート・有期雇用労働者の雇用管理についても見直しが行われます。具体的には、

- 教育訓練等を受ける機会の確保
- 公正な評価に基づく賃金決定
- 福利厚生施設の利用に関する便宜の供与
- 正社員転換制度など転換推進措置を実施するための工夫
- 待遇差を分かりやすく説明するための工夫

などが示されており、パート・有期雇用労働者が安心して働ける職場づくりが求められます。

【施行までに確認したいこと】

- ☒ 労働条件通知書は最新様式になっているか
- ☒ 賞与・手当の支給基準を整理しているか
- ☒ パート職員との待遇差を説明できるか
- ☒ 就業規則・賃金規程が実態と合っているか

＝通報者保護が強化！公益通報者保護法が改正されます＝

2026年12月1日から、公益通報者保護法の改正内容が施行されます。通報者への保護や事業者求められる対応について、ポイントを確認しておきましょう。

公益通報者保護法が改正されますが、どのような法律ですか？

①

公益通報者保護法は、勤務先の法令違反を知った労働者等が、どこへ、どのような内容を通報すれば保護されるのかを明確にし、**公益通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護するための法律**です。また、**法令違反の早期発見・是正を通じて、国民の生命・身体・財産などを保護することも目的**としています。2025年に改正された公益通報者保護法が、2026年12月1日から施行されます。今回の改正では、不利益な取扱いへの抑止・救済の強化や、公益通報を妨げる行為・通報者を探索する行為の禁止など、通報者保護がさらに強化されます。

公益通報をした職員に対して、どのような対応が禁止されますか？

③

公益通報を理由として、解雇や懲戒、降格などの不利益な取扱いは禁止されています。今回の改正では、**公益通報後1年以内にされた解雇又は懲戒は、公益通報を理由としてされたものと推定**されます。さらに、公益通報を理由として解雇又は懲戒を行った者には**6か月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人には3,000万円以下の罰金**が科されるなど、罰則も強化されるため、事業者にはより慎重な対応が求められます。

④

事業者はどのような対応をしておけばよいですか？

⑤

今回の改正では、事業者による**公益通報対応体制の整備**がこれまで以上に重要となります。具体的には、受付窓口の周知、通報者を特定させる情報の適切な管理、不利益な取扱いの防止措置、調査への協力体制などを整備することが求められます。また、**公益通報を妨げる行為や、正当な理由なく通報者を特定することを目的とした行為も禁止**されるため、社内の通報対応体制や運用ルールを改めて確認しておくことが重要です。

⑥

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 労務チーム 谷田 直樹

TEL: 06-6868-1177

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2026.7.13

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG